

鈴木宗議員失職・収監へ

最高裁、上告を棄却

受託収賄などで懲役2年

北海道開発局発注工事をめぐり受託収賄など四つの罪に問われた衆院議員鈴木宗男被告(六三)の上告審で、最高裁第一小法廷(金築誠志裁判長)は、被告の上告を棄却する決定をした。懲役二年、追徴金千百万円の実刑とした。一、二審判決が確定、国会法と公職選挙法により失職する。決定は七日付。国会議員本人の有罪判決が確定して失職するのは戦後六人目。実刑確定による失職は四人目。鈴木被告は確定後、収監される。



鈴木宗男議員

一、二審判決によると、鈴木被告は北海道開発庁長官だった一九九七〜九八年、網走市内の建設会社が港湾工事を落札できるように開発局職員に働き掛けた見返りに、六百万円を受け取るなどした。

鈴木被告は一貫して無罪を主張していた。